

けんぼん ちゃくしょく ぜん により ゆうおう ず
絹本著色善女龍王図

長谷川 信春筆

種 別 有形文化財（絵画）
員 数 1 幅
所在地 七尾市小丸山台 1 丁目 1 番地
石川県七尾美術館
所有者 七尾市

概 要

「善如龍王」は「善女龍王」とも書き、天長元年(824)、淳和天皇の勅命により、真言宗の開祖である空海が、神泉苑しんせんえんにおいて請雨修法しょううしゅうぼうした折に応現したと伝えられる仏である。元々は、インドの無熱達池むねつだつちに住む八寸(24cm)の金色蛇で、九尺(270cm)の蛇の頂きに住むと言われる。

本図は、頭頂部に蛇を金色の龍に置き換えて描き、右手に三鈷杵さんこしよの剣を持ち、左手には如意宝珠にょいぼうじゆを戴いた女形の童子像として描かれている。本図に描かれている宝冠は、信春(等伯)が能登時代に描いた「弁財天十五童子画像」(穴水町指定文化財)とほぼ同じ形状であることから、恐らく能登時代の28歳から30歳頃の制作と考えられる。また、右下部には「信春」朱文袋形印が捺されている。

信春は、熱心な法華信者で、法華宗関連の仏画を多く手掛けているが、この作品から、信春が宗派にこだわらず幅広く仕事をこなしていたことがわかる。

本図は、保存状態が比較的良好で、信春時代の特徴である優美な色彩を見ることができ、小品しょうひんながらも存在感があり、能登時代に多くの仏画を手掛けた信春の技量を示す貴重な作品である。

このため、その文化財的価値は高く、有形文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。

その他 七尾市指定有形文化財 平成16年2月26日

